

危険物 安全週間

塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター



塩防くん



毎年6月の第2週は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に創設され、期間中、全国で様々な行事等が行われます。塩釜地区消防事務組合においても、令和3年度危険物安全週間推進標語

「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

令和3年度危険物安全週間推進ポスターモデルは、ラグビーのリーチマイケル選手です。

をスローガンに、危険物施設への立入検査、通報・消火訓練の指導、リーフレット配布などを行い、危険物に起因する災害の未然防止に努めて参ります。

危険物とは

消防法で定められているものです、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

1. 火災の危険性が大きい。
2. 火災拡大の危険性が大きい。
3. 消火の困難性が高い

身近な危険物

燃料

ガソリン、
軽油、灯油



塗料

合成樹脂塗料、
ラッカーシンナー



化粧品

マニキュア、
除光液



詳しくはお近くの消防署へ！



携行缶でガソリンを販売する事業者の皆様、 令和2年2月1日から法律がかわりました！



消防法の改正により、
①本人確認※運転免許証など
②使用目的の確認
③販売記録を作成することが義務付けられました！！

本人確認や使用目的の告知を断ったり、虚偽の告知をするなど、不審な点を感じる場合は販売を拒否し警察へ通報してください！！

1事業所で1日に携行缶へ販売できるガソリンの量は、原則200リットル未満とされています。



塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター



塩防くん

塩釜地区消防事務組合